

令和 7 年 8 月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 議会議場 令和 7 年 8 月 22 日(金) 午前 9 時 00 分～

2. 出席者：

農業委員(13 名)

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 今井委員 東委員
山田(定)委員 榮委員 山田(兼)委員 皆吉委員 村山委員 川畑委員

推進委員(9 名)

山田(隆)委員 早川委員 新里委員 久富委員 里村委員 平委員
亘委員 大江委員 前田委員

欠席者：

三島委員 田浦推進委員

3. 議事日程

- (1) 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- (2) 議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- (3) 議案第 23 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- (4) 議案第 24 号 農地のあっ旋申出の受理及びあっ旋委員の選任について
- (5) 議案第 25 号 農地のあっ旋申出の取り下げについて
- (6) 議案第 26 号 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)の変更について

4. 報告

- (1) 営農計画書の届出書による農地台帳作成に関する報告について
- (2) 合意解約に関する報告について

5. その他

- (1) 抵当権の設定されている畑について
- (2) 令和 7 年度農地利用最適化推進会議について
- (3) 利用意向調査について
- (4) 利用状況調査について
- (5) 次期総会について
 - 日 時：9 月 24 日(水) 午前 9 時～
 - 場 所：和泊町議会議場(役場 2 階)
 - 議案締切り：9 月 12 日(金)
 - 現地確認：9 月 16 日(火) 午後 1 時 30 分～
 - 議案発送：9 月 18 日(木)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局主査 三島 いずみ
事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたのでこれから始めたいと思います。
本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和7年8月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。
はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

皆さんおはようございます。本日もよろしくをお願いします。

○先田局長

ありがとうございます。
それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長にお願いしたいと思います。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、大福委員と大里委員、私の3人でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の第21号農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番、有償による所有権の移転。畑の所在地が大城大津美田〇〇。畑。農振農用地。面積966㎡。渡人が沖縄県南城市在住の〇〇氏。受人が大城字の〇〇氏。農業委員によるあっせんで、調査委員は山田(兼)委員です。

申請番号2番、無償による所有権の移転。畑の所在地が和泊大工棚〇〇。畑。農振農用地。他4筆。合計5筆。総面積5,732㎡。渡人が和泊字の〇〇氏。受人が和泊字の〇〇氏。調査委員は山田(隆)委員です。

申請番号3番、無償による所有権の移転。畑の所在地が和泊汐瀬〇〇。畑。農振農用地。他3筆。合計4筆。総面積5,867㎡。渡人が和泊字の〇〇氏。受人が和泊字の〇〇氏。調査委員は山田(隆)委員です。

申請番号4番、有償による所有権の移転。畑の所在地が国頭宇宗〇〇。畑。農振農用地。面積4,001㎡。渡人が高知県香南市の〇〇氏。受人が国頭宇の〇〇氏。農業委員によるあっせんで認定農業者。調査委員は今井委員と東委員です。以上3件の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議の方よろしくお願いいたします。

○野村会長

それでは申請番号1番。山田(兼)委員をお願いします。

○山田(兼)委員

申請番号1番の金額は所有者の強い要望で〇〇円となり、受人も了承しているので問題ないと思います。

○野村会長

申請番号2番、3番。山田(隆)委員をお願いします。

○山田(隆)委員

申請番号 2 番，と 3 番は渡人〇〇氏の甥への贈与です。申請番号 3 番の受人〇〇氏は認定農業者で，2 番の受人〇〇氏は非担い手ですが，3 番の受人〇〇氏の機械を借りて農業するということです。

○野村会長

申請番号 4 番，今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号 4 番は，現耕作者は購入しないとの事で，近くで渡人〇〇氏の他の畑を借りている受人〇〇氏が購入することになりました。受人〇〇氏は孫が後継者でいるので，問題ないと思います。

○野村会長

申請番号 1 番から 4 番まで一緒に採決します。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので，許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案の第 22 号，農地法第 4 条の規定による許可について，農地法第 4 条の規定による許可申請書を受理したので，審議をお願いしますということで，説明をお願いします。

○先田局長

先月の総会で 4 条の申請許可前に一部着工していた分です。前回の写真と昨日撮った写真で変化なく工事を中断していること，始末書と一緒に申請となりました。審議の方よろしくお願いします。

○野村会長

何かありますか。なければ，始末書をふまえて許可するということで，賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい，賛成多数ですので，許可をしたいと思います。次にいきます。

議案の第 23 号，農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条 3 項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで，説明をお願いします。

○三島主査

17 ページの申請番号 13 番から 19 ページの申請番号 17 番，21 ページの申請番号 22 番，23 番については，内城字の地域集積協力金の契約となりますので，まとめて説明をします。相対から公社への契約が 3 件，6 筆，15,944 m²。新規が 1 件，1 筆，2,225 m²。A to A が 4 件，8 筆，30,905 m²。契約件数合計 8 件で，15 筆，49,074 m²が，協力金の分で契約となりました。申請番号 15 番の〇〇氏は現在，沖縄県在住ですが，定期的に帰島し，畑の管理等を行っているとのことで，A t o A での契約です。39 ページの営農計画書も今回あわせて提出しています。協力金以外について，13 ページから新

規の分のみ説明をさせていただきます。

申請番号 3 番，根折一増原〇〇。畑。2,593 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 5,304 m²。賃貸借契約で，根折字の〇〇氏から和字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日までの 10 年間です。

申請番号 4 番，国頭湾仁屋〇〇。畑。894 m²。他 4 筆。合計 5 筆で 3,541 m²。賃貸借契約で，国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 5 番，根折字竿原〇〇。畑。1,227 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 3,423 m²。賃貸借契約で，根折字の〇〇氏から根折字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日までの 10 年間です。

申請番号 7 番，畦布城前〇〇。畑。1,022 m²。賃貸借契約で，神奈川県愛甲郡在住の〇〇氏から畦布字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 8 番，和新村〇〇。畑。4,720 m²。賃貸借契約で，和字の〇〇氏から和字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 9 番，喜美留笠瀬当〇〇。畑。590 m²。使用貸借契約で，喜美留字の〇〇氏から喜美留字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 7 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日までの 6 年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○野村会長

それでは先の方に戻ってください。申請番号 3 番，山田(定)委員お願いします。

○山田(定)委員

申請番号 3 番は，みなしの解消による契約です。

○野村会長

次，申請番号 4 番，新里委員お願いします。

○新里委員

申請番号 4 番は，畑は以前借りていた人が返す際に，渡人〇〇氏と受人〇〇氏とで話が決まっておりました。受人〇〇氏は親戚でもありますので，問題はないかと思えます。

○野村会長

次，申請番号 5 番，山田(定)委員お願いします。

○山田(定)委員

申請番号 5 番は，渡人〇〇氏は専業農家で頑張っていましたが，現在入院中のため，親戚の受人〇〇氏に貸したいとの相談があり，契約となりました。受人〇〇氏はサトウキビ，バレイショ，サトイモを耕作しています。問題ないかと思えます。

○野村会長

次，申請番号 7 番，事務局お願いします。

○先田局長

申請番号 7 番は，渡人〇〇氏と受人〇〇氏の親は従兄弟同士で，渡人〇〇氏の指名で

契約に至りました。受人〇〇氏は畜産を営んでおり、渡人〇〇氏の畑を他にも借りているので問題ないかと思います。

○野村会長

次、申請番号８番、山田(定)委員お願いします。

○山田(定)委員

申請番号８番は、もともと受人〇〇氏の父親である〇〇氏が契約をしていましたが今回、息子の受人〇〇氏との契約です。あとつぎとして農業を頑張っているので問題ないかと思います。

○野村会長

次、申請番号９番、大里委員お願いします。

○大里委員

申請番号９番は、受人〇〇が隣接するゆり園の延長のこの畑を景観をよくしてゆりの球根の栽培ができるように重機などを使って整地して使用する事で、６年間無償と渡人〇〇氏との話し合いで契約になりました。

○野村会長

以上ですけど、何か質問がありますか。

(なしの声)

なければ、すべて一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

議案の第２４号の農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について、農地移動適正化あっせん事業実施要領第９に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出します。併せてあっせん委員の選任をお願いします。説明をお願いします。

○三島主査

２５ページをご覧ください。売りたいのあっせん申し出です。

整理番号１番、国頭矢放座〇〇。畑。２２６㎡。他２筆。合計３筆で１,７０７㎡。申し出者が、国頭字の〇〇氏、希望価格が相場です。

整理番号２番、和先真〇〇。畑。２,２９３㎡。他１筆。合計２筆で４,６１９㎡。申し出者が、兵庫県西宮市在住の〇〇氏、希望価格が相場です。現在９月３０日まで契約あり。

整理番号３番、出花池当〇〇。畑。１,６９５㎡。他２筆。合計３筆で４,１９７㎡。申し出者が、岡山県倉敷市の〇〇氏。希望価格が相場です。令和７年１１月３０日まで公社契約あり。

続いて、２９ページ。買いたいのあっせん申し出です。

整理番号１番、土地の所在が大城美田〇〇。８０１㎡。申し出者が大城字の〇〇氏。希望価格は～〇〇円です。

続いて、３１ページ。貸したいのあっせん申し出です。

整理番号１番、和先真〇〇。畑。２,２９３㎡。他１筆。合計２筆で４,６１９㎡。申し出者が、兵庫県西宮市在住の〇〇氏、希望価格が相場です。現在９月３０日まで契約あり。

整理番号 2 番，喜美留〇〇。畑。409 m²。申し出者が，兵庫県尼崎市在住の〇〇氏，希望価格が相場です。

○野村会長

売りのあっせん整理番号 1 番。東委員お願いします。

○東委員

整理番号 1 番の 1 筆は 5 月の総会で売りのあっせんにでた畑の続きですので，価格は〇〇円～〇〇円をお願いします。他 2 筆は〇〇円～〇〇円をお願いします。

○野村会長

整理番号 1 番は国頭矢放座〇〇。226 m²。は〇〇円～〇〇円で，他 2 筆を〇〇円～〇〇円。あっせん委員を今井委員，東委員，新里委員の 3 名でお願いします。
次，整理番号 2 番。大福委員お願いします。

○大福委員

整理番号 2 番は〇〇円～〇〇円をお願いします。

○野村会長

整理番号 2 番は〇〇円～〇〇円。あっせん委員を大福委員，加納委員でお願いします。
次，整理番号 3 番。川畑委員お願いします。

○川畑委員

整理番号 3 番は〇〇円～〇〇円をお願いします。

○野村会長

整理番号 3 番は〇〇円～〇〇円。あっせん委員を川畑委員，久富委員でお願いします。
次，買いのあっせん整理番号 1 番。山田(兼)委員お願いします。

○山田(兼)委員

整理番号 1 番は〇〇円～〇〇円をお願いします。

○野村会長

整理番号 1 番は〇〇円～〇〇円。あっせん委員を山田(兼)委員，榮委員でお願いします。
次，貸しのあっせん整理番号 1 番。大福委員お願いします。

○大福委員

整理番号 1 番は〇〇円～〇〇円をお願いします。

○野村会長

整理番号 1 番は〇〇円～〇〇円。あっせん委員を大福委員，加納委員でお願いします。
次，整理番号 2 番。大里委員お願いします。

○大里委員

整理番号 2 番は以前，父親が娘に家を建てると 5 条転用申請をしていたが，家を建て

ていないので、畑のままです。5条の取消しが必要ですので、対応をお願いします。

○野村会長

整理番号2番は事務局対応をお願いします。次にいきます。

議案の第25号農地のあっせん申出の取り下げについて、令和7年6月に、売りあっせん申出をした農用地について、取り下げ申請がありましたので、審議を求めます。説明をお願いします。

○三島主査

整理番号1番、国頭芭蕉俣〇〇。畑。971㎡。申出者が国頭字の〇〇氏で、令和7年6月総会時に売りのあっせん申出書を提出していましたが、直接売買を行うとのことで、取下げとなります。

○野村会長

取下げ申請について何かありますか？

(なしの声)

なしということで、次にいきます。

議案の第26号地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更について説明をお願いします。

○先田局長

現在工務店の倉庫が建っている。4条の申請をするために地域計画から除外する為、審議をお願いします。

○野村会長

はい。何か質問がなければ、承認で終わりたいと思います。いいですか。

(なしの声)

はい。次は報告で営農計画書の届出書による農地台帳作成に関する報告と合意解約報告ですので、後で目を通してください。

質問がなければ、次にいきます。次回は9月24日、9時から行います。議案の締め切りが9月12日、現地確認が16日。発送が18日となります。以上です。

令和7年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .